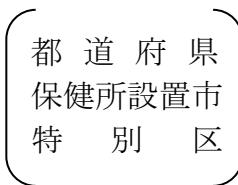


事務連絡
令和2年8月5日

各  衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課
(公印省略)

ポビドンヨードを含むうがい薬の監視指導の徹底について

無承認無許可医薬品等の監視指導については、「「薬事監視指導要領」及び「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」の改正について」（平成26年12月17日付け薬食発1217第3号厚生労働省医薬食品局長通知。）においてお示ししているところです。

今般、ポビドンヨードを含むうがい薬に係る発表等がなされたことを踏まえ、これら製品を一般の消費者等がオークションやフリマアプリ等において販売していると考えられる事案が確認されています。

ポビドンヨードを含むうがい薬は第3類医薬品に該当するため、これら製品を医薬品の販売業の許可なく販売することは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に違反する恐れがあることから、このような事案について、監視指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。